

平成 20 年 12 月 24 日
日本監査役協会事務局

その他

一 企業集団に関する親会社のガバナンス（責任と権限）の構築と親子会社上場の問題

企業集団に関する親会社のガバナンスについては、今後の親子会社法制に関する動向などを踏まえ、さらに検討すべきと考えるが、さしあたり下記の点を検討するのはいかがでしょうか。

- (1) 親会社から子会社への役員（取締役、監査役）の派遣については、社外役員としての独立性から疑義もあることから、社外役員として認められないこととすることはどうか。
- (2) 特に、親会社から上場子会社への役員の派遣については、極力避けることが望ましいといえるか。
- (3) 仮に、親会社から上場子会社に監査役を派遣した場合は、監査役会の議長は、親会社派遣の監査役以外の者とする方向はどうか。

二 株主提案の取り扱い（注）

1. 株主から提案のあった事項について、監査役は、取締役が当該提案の内容について慎重な検討を行ったかなど、株主提案の取り扱いに係る手続き等について、意見を述べることとすべきではないか。
2. また、株主提案のうち、少なくともコーポレート・ガバナンスや内部統制（コンプライアンス等）に関わるものについては、監査役が直接意見を述べることも考えられるのではないか。

（注）会社法の下では、監査役は、株主からの株主代表訴訟の提訴請求について、取締役を提訴するかどうか自ら判断を下すこととされている。さらに、仮に提訴しないと判断した場合であって当事者から求めがあれば、不提訴理由を通知しなければならないことから考えると、株主提案に関する上記の取扱いに齟齬はないのではないか。

以上